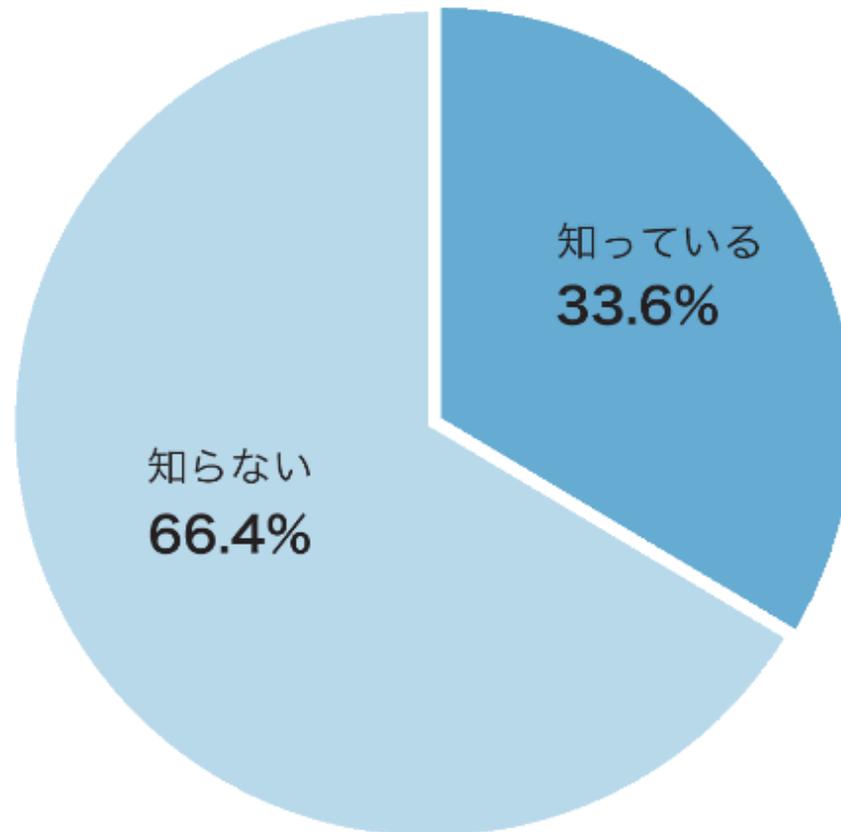


2022年改正電子帳簿保存法と その対策について

アイテック阪急阪神株式会社

電子帳簿保存法改正に関する意識調査

6割以上の方が電子帳簿保存法の改正内容を知らない



出展：人材採用・入社後活躍のエン・ジャパン株式会社が運営するフリーランスマネジメントシステム「pasture（パスチャー）」

(<https://www.pasture.work/>)

対象：経営・経理・財務・会計・管理に関する部署に所属する全国のビジネスパーソン800名を対象に実施

(2021年9月時点)

電子帳簿等保存制度とは

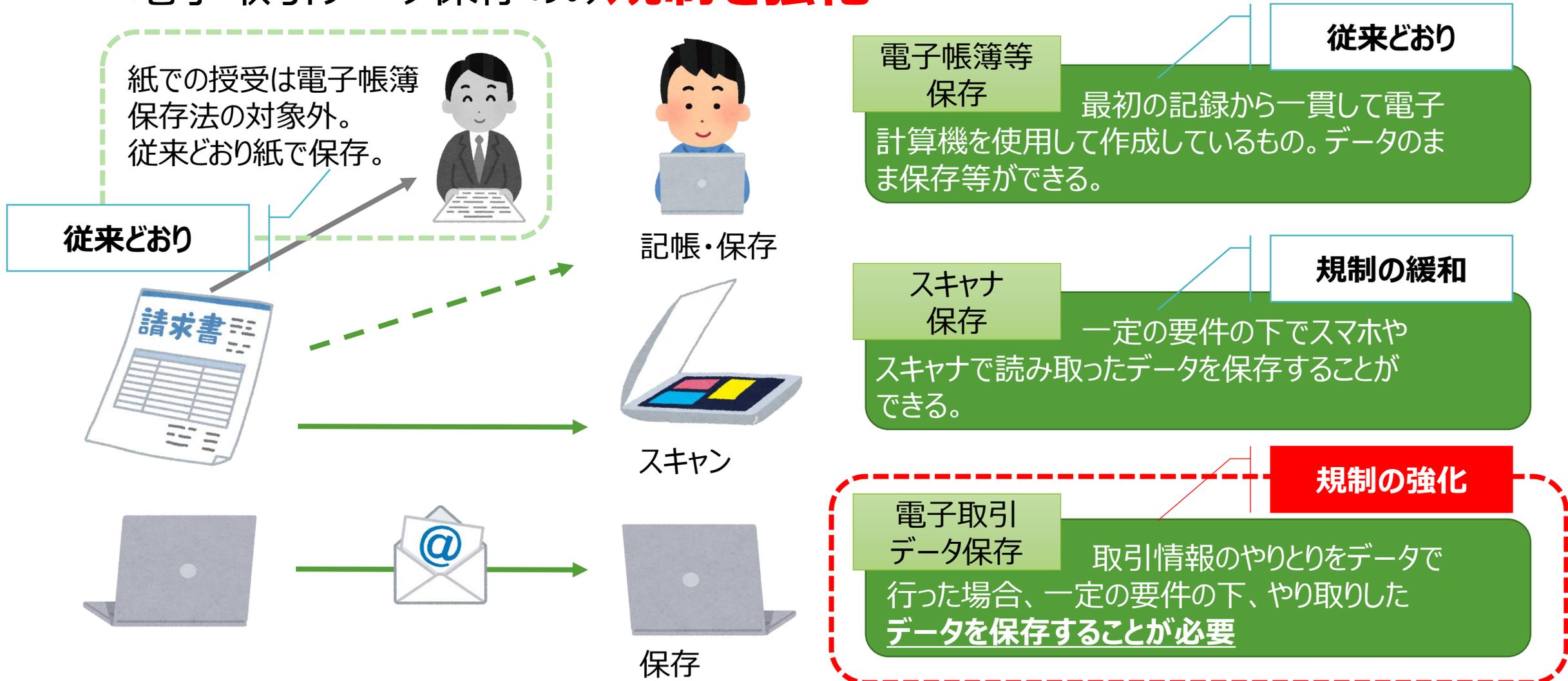
電子帳簿の保存を定めたルール

- ・電子帳簿等保存制度は、**納税者の文書保存にかかる負担軽減**を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度
- ・ただし、**改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点**から、保存方法等について、**真実性・可視性の確保に係る一定の要件**を設けている

- ① 電子帳簿等保存
帳簿（仕訳帳等）や高税関係書類（決算関係書類等）のうち**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの**については、一定の要件の下、**データのままで保存等ができる**（平成10年度税制改正で創設）
- ② スキャナ保存
決算関係書類を除く高税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりに、一定の要件の下で**スマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる**（平成10年度税制改正で創設）
- ③ 電子取引データ保存
所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、**取引情報のやりとりをデータで行った場合**には、一定の要件の下、**やりとりしたデータを保存することが必要**（平成10年度税制改正で創設）

改正 電子帳簿保存法の概要

電子取引データ保存のみ**規制を強化**



改正 電子帳簿保存法の概要

規制の緩和

① 電子帳簿等保存制度の導入にかかる事前承認制度の廃止

改正前	原則として3ヶ月前までに税務署長などへ申請し、承認を受ける必要があります。承認を受けるため、承認申請書とシステムの概要書など添付書類の提出が必要でした。
改正後	税務署長などによる事前承認制度が廃止されました。この改正により、速やかに電子保存を開始することができるようになりました。

改正 電子帳簿保存法の概要

規制の緩和

② タイムスタンプ要件・検索要件の緩和

タイムスタンプとは、書類が作成された日付を確認するための時刻証明です。

改正前

- ・領収書など国税関係書類をスキャナーで読み取り、保存する場合、受領者が自署した上で3営業日以内のタイムスタンプを付与する必要がありました。
- ・検索要件は、取引年月日、勘定科目、取引金額、その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できる必要がありました。

改正後

- ・今回の改正により、スキャナーで読み取った際の署名が不要となります。
- また、タイムスタンプ付与するまで期間が3営業日から最長2カ月へ延長されます。
- さらには、電子データの訂正又は削除を行った場合に、その事実及び内容をログとして残すシステムであれば、タイムスタンプの付与自体が不要となります。
- ・検索項目も、取引年月日、取引金額、取引先で検索できれば良くなりました。

改正 電子帳簿保存法の概要

規制の緩和

③ スキャナー保存における適正事務処理要件の廃止

改正前

改ざん防止の観点として、以下の適正事務処理要件を満たす必要がありました。

- ・相互牽制…事務処理を2名以上で行わせるなど、相互に牽制すること
- ・定期的なチェック…最低限1年に1回以上の定期検査を行う必要がある
- ・再発防止策…問題発見時の報告、原因究明、対応策、手続等の規程が必要

改正後

適正事務処理要件は廃止されました。
この改正により、事務処理担当者の確保や、定期検査までの紙の原本保存が不要となりました。

改正 電子帳簿保存法の概要

規制の強化

④ 電子保存の義務化

電子帳簿保存法における保存方法のうち、「電子取引」で規制が強化されました。

- ・ 会計システムなどで作成したデータをそのまま保存する「電子帳簿保存」
- ・ 紙で受け取った請求書などをカメラやスキャナーで読み取って保存する「スキャナ保存」
- ・ 電子メールなどで取引先から受け取った請求書などのデータを保存する「電子取引」
→電子取引で受け取った請求書などの国税関係のデータについて、紙に出力して保存することは認められず、**電子データで保存することが義務化**されました。

改正 電子帳簿保存法の概要

規制の強化

⑤ 罰則の強化

改正後

電子データの保存に関して、隠蔽や改ざんされた事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税に対し、**更に10%加重される措置**が整備されました。
規制を緩和することによって、電子保存が容易になる一方で、隠蔽や改ざんのリスクが増加することを抑止するための施策となっています。

電子保存の義務化に対する対応方法

保存対象となる帳票とは

対象となる帳簿・書類	国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引	
		決算関係書類	取引関係書類		
			自己が作成する書類の写し等		相手方から受領した書類等
仕訳帳 総勘定元帳 その他の帳簿 (補助簿) 等	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 計算、又は決算に 関して作成された その他書類	見積書 発注書 請求書 領収書 等	見積書 発注書 請求書 領収書 等	EDI取引 インターネット取引 電子メール添付 ペーパレス化FAX クラウド取引 等	
保存方法	原則は紙保存だが 電子データ保存が 認められる		原則は紙保存だが スキャナ保存が 認められる	電子データ保存が <u>義務化</u>	

電子保存の義務化に対する対応方法

電子取引の保存要件として、以下を満たす必要があります。

- ・真実性の確保（保存されたデータが改ざんされていない）
- ・可視性の確保（保存されたデータを検索・表示できる）

真実性の確保

以下のいずれかの対応が必要です。

- ①タイムスタンプが付された後の授受
- ②授受後遅滞なくタイムスタンプを付す
- ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム、または、訂正削除ができないシステムを利用
- ④訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付け

可視性の確保

PC、プリンタ等やマニュアル・システム概要書を備え付け、速やかに出力できること
以下の検索要件を満たす検索機能を用意することが必要です。

- ①取引年月日、取引金額、取引先で検索できること
- ②日付や金額の範囲指定で検索ができること
- ③2つ以上の項目を組み合わせで検索できること

改正 電子帳簿保存法対応 検討のポイント

対応方法	対応方法詳細	メリット	デメリット
①導入済みのシステムを活用	導入済みのシステムを使い、 すべての取引関係書類を対象 として運用する。	追加導入コストがかからない可能性がある。	利用人数増、対象書類増により、 追加コスト がかかる場合がある。規制緩和前の法律に準拠したシステムのため、 機能過多 で高額になる傾向がある。
②新しいシステムを導入	新しいシステムを導入し、 法改正に対応できていない取引関係書類を対象 とした運用を行う。	規制緩和後の法律に準拠した、 使い勝手が良く、安価なシステム を選定できる。 100%すべての取引関係書類に対応可能。	追加導入コスト がかかる。
③規定とExcel台帳で対応	規程 を定め、ファイル命名規則に沿って保管した上で Excel台帳で管理 。	追加コストがかからない。	追加の運用工数 がかかる。対象書類が多くなると、運用が 破綻 する。
④すべて紙で授受する	電子データの授受をすべて禁止し、 すべての取引関係書類を紙 で授受する。	追加コストがかからない。 従来の運用と同じ方法で対応できる。	DX化が遅れ、 機会損失の可能性 が高まる。 リモートワークを阻害する要因 になる。

猶予期間に準備しておくこと

作業項目	作業詳細
①業務整理	それぞれの取引関係書類に関わる業務について棚卸し
②対象範囲を決定	2021年1月の電子帳簿保存法対応のみに対応するか、インボイス制度にも対応するか
③業務フロー検討	「理想とする業務に合うシステムを選ぶ」か「システムに業務を合わせる」か、どちらのアプローチを選ぶか決定
④社内周知	改善後の業務フローを社内関係者に週知の上、新たに導入するシステムの操作説明や試用期間の考慮も必要

阪急阪神ホールディングスグループで**80**社以上に導入決定!

電子帳簿保存サービス『サットセーブ』

 **SATSAVE**

低コストでラクラク、ペーパーレスへ。業務効率向上を**サッ**と実現。

2022年1月改正
電子帳簿保存法
に対応

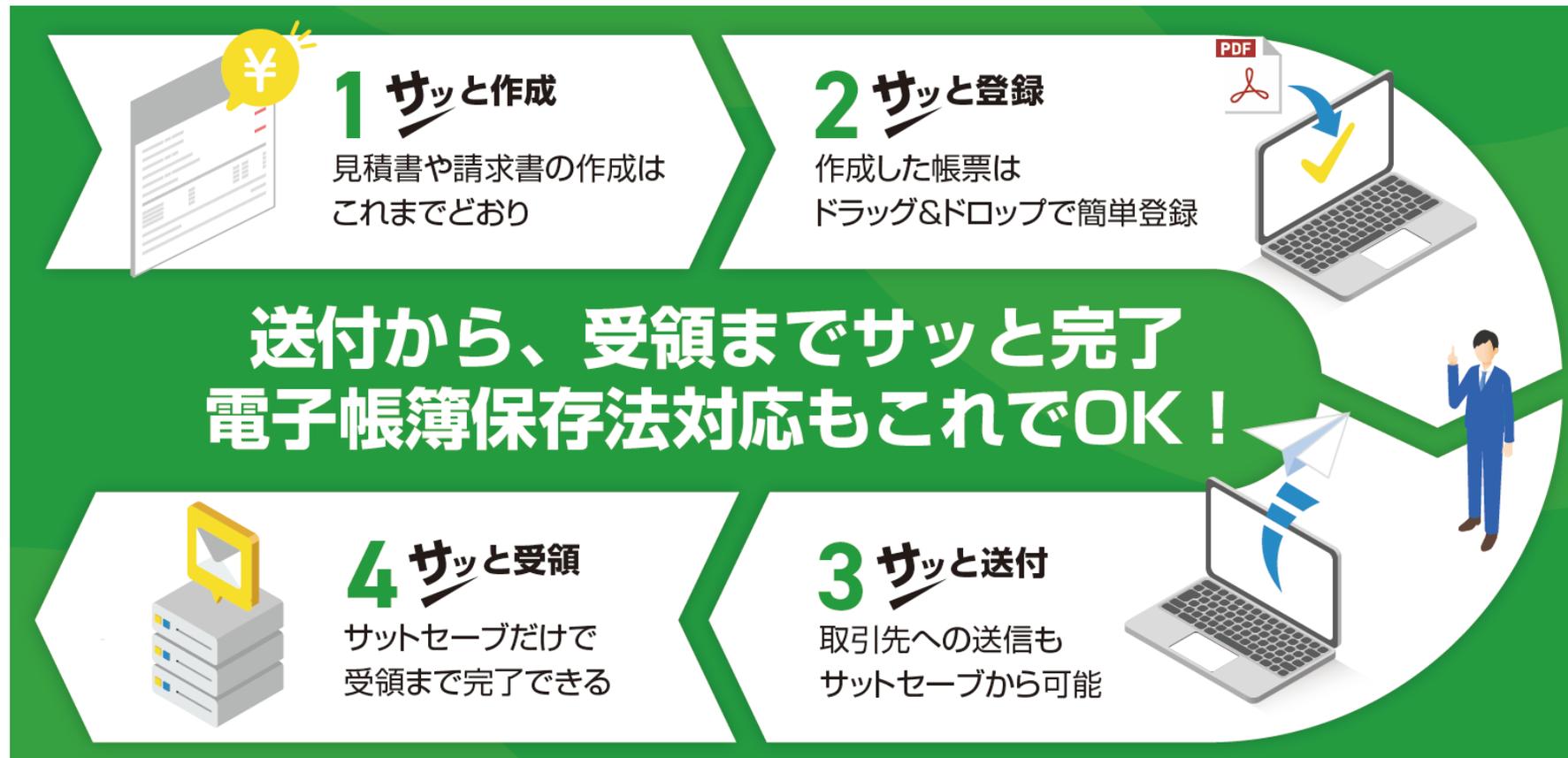
阪急阪神の
安全・安心
を支え続ける技術



阪急阪神東宝グループ

電子帳簿保存サービス SATSAVEの紹介

低コストでラクラク、ペーパーレスへ。業務効率向上をサツと実現。



こんな方におすすめ

コストをかけずに電帳法対応しつつ、業務のDXを実現したい

とにかく電帳法に 対応したい!

- ✔ 高機能は不要。まずは、**電子文書の保管を簡単、安価に実現したい方にオススメ!**
- ✔ 見たい書類が瞬時に見つかり、独自の管理項目も設定できるので、**経理業務が効率化!**

簡易EDIで、 業務のDXを実現

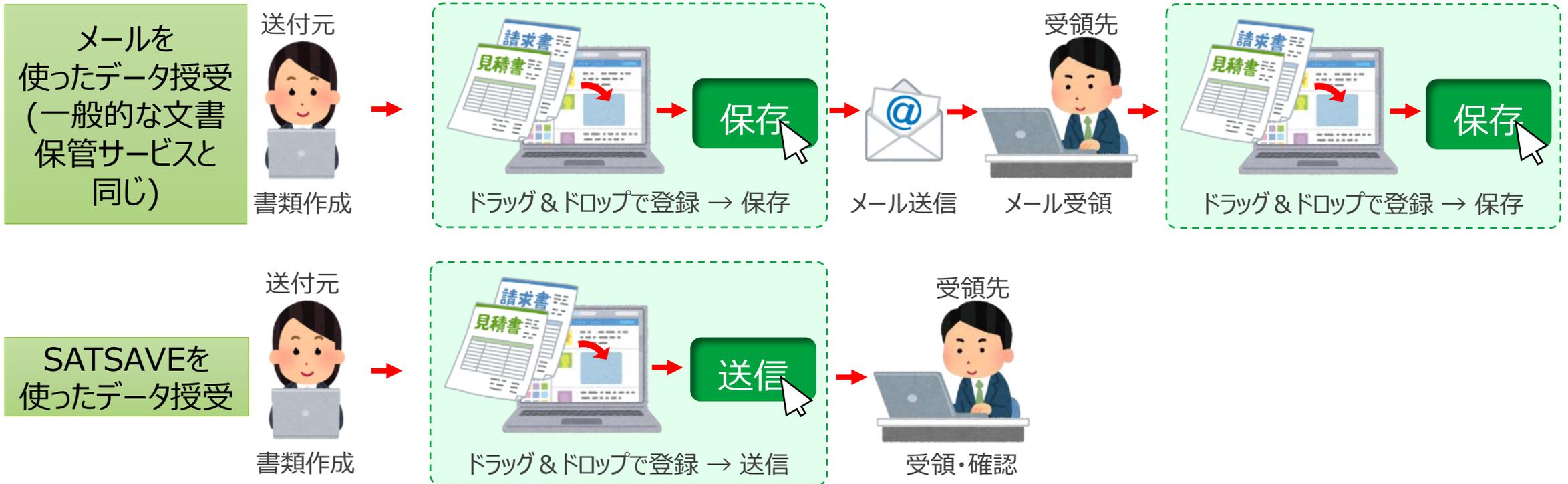
- ✔ 取引先からも送受信が可能。サービス上で授受を行えば**授受と保管が同時実現!**
- ✔ 受領した帳票に返信することで**書類が紐付き、直感的に分かり易い!**

安全・安心も 確保したい!

- ✔ 電子ファイルをメール添付せず、サービス上に保管。**PPAP対策**としても活用!
- ✔ ワークフロー機能を使えば、**複数人でチェック**も可能。
- ✔ 書類ごとに閲覧制限を設定し**セキュリティ強化、内部統制もバッチリ!**

SATSAVEの使い方

簡易EDIとして、SATSAVE上でデータの授受が可能



業務改善ポイント

- ・送付元、受領先**共に**、「保存」操作をせずに、電子帳簿保存法の要件を満たして保存できる。
- ・メール送信が不要のため、**PPAP対策・誤送信対策**となる。
- ・受領先で確認した時点で、送付元にメールで確認完了（**既読**）が**通知**される。

お問い合わせ先

アイテック阪急阪神株式会社 エンタープライズ事業本部

TEL : 06-7633-5333

E-mail : satsave@itec.hankyu-hanshin.co.jp

HP : <https://satsave.jp/>

ますます便利に!

バージョンアップ予定機能

- AI-OCR 対応
- 電子契約機能(SATSIGN)統合
- スキャナ保存(タイムスタンプ)対応
- インボイス対応
- 経理連携機能対応
- アーカイブ機能(検索性を担保した一覧と電子データの外部退避)